



泉南高第 289 号

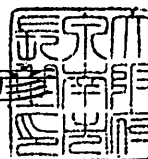
平成11年9月30日

行政財産使用許可書

泉南市浜区長

石井勇士殿

泉南市長 向井通彦



平成11年9月22日付けで申請のありました行政財産の使用の件について、次のとおり使用を許可します。

記

1. 使用を許可 する物件	所在地 泉南市男里7丁目29番20号 土地 泉南市男里929番地 施設名 泉南市立浜老人集会場敷地内 使用部分 集会場敷地内 使用面積 $365 \cdot 22 \text{ m}^2$
2. 使用目的	老朽化したプレハブの建て替え。
3. 使用許可期間	平成11年10月1日～平成11年12月31日
4. 使用料	免除とする。（公有財産規則第21条）
5. 許可条件	建物完成後は泉南市に移管する。 泉南市公有財産規則及び使用許可条件を厳守し、 市の財産管理に弊害を及ぼさないこと。
6. その他	必要と認められる事項が生じた場合については協議の うえ、決定する。

平成12年2月2 / 日

泉南市長 向井通彦 殿

泉南市浜区長 石井 勇



財産の寄贈について

老朽化した浜老人集会場別館の改築が平成12年1月30日完成いたしました。

改築に際し、泉南高第289号（平成11年9月30日）で「行政財産使用許可」条件のあったとおり下記建物を市に移管いたします。

記

所在地	泉南市男里7丁目29番20号 (浜老人集会場敷地内)
物件	浜老人集会場別館